複合的な課題を抱える事例検討チーム（丸ごとチーム）

	第1回丸ごとチーム	第2回丸ごとチーム	第3回丸ごとチーム（予定）
日時	2019. 9. 17	2019. 11. 27	2020. 3. 3
場所	南部保健福祉センター会議室④	南部保健福祉センター会議室④	南部保健福祉センター会議室④（予定調整中
出席者	別添名簿参照	別添名簿参照	
要旨	【検討事例】 2つの事例を検討。 ①世帯として経済的困窮状態が懸念される事例 ②8050問題が懸念される事例 【検討内容】 ・事例の確認 ・質疑応答 ・課題の抽出	第1回の議論をもとに、検討すべき課題を5つに大別 ①住居承継に関する仕組み ⇒単独機関で解決する話では? ②生活費を融通する仕組み ⇒既存の貸付制度が有るのでは? **③輻輳する課題を指揮する役割** ④当事者の問題意識を啓発する役割 ⇒⑤に付随してくる課題では? **⑤ひきこもり支援** 上記のうち、さらに③・⑤に絞り議論を展開。 【既存制度の見直し】 全市的な課題を集約する仕組みとして「個別支援会議」を活用できないか。	【前回までの反省点】 会議の方向性や、事例の課題・社会資源の整理が不十分であったため、議論が発展しなかった。 【今後の方向性（案）】 ひきこもりに関する社会資源の開発に的を絞った議論を行っていく。 ひきこもりの段階に応じた既存の社会資源の洗い出しを、関係機関で事前確認作業を行い整理をしたうえで、他都市における先行事例も参考にしつつ、尼崎市としてどのように社会資源を創り上げていくか検討していく予定。 個別支援会議の活性化を事務局で検討⇒年度内に「しごと・くらしサポートセンター」で関わっている事

令和元年度　第1回 事例検討（丸ごと）チーム　名簿

○外部構成員　（50音順、敬称略）

No.	氏名	所属・役職
1	明石　隆行	種智院大学 教授
2	鎌田　千佳子	尼崎市社会福祉協議会　地域福祉課　次長
3	松澤　賢治	尼崎市社会保障審議会　副委員長 尼崎市社会福祉協議会　マネジメントアドバイザー
4	松原　一郎	尼崎市社会保障審議会　委員長 尼崎市社会福祉協議会　理事長

○行政関係者　（組織順）

No.	氏名	所属・役職
1	高橋　健二	健康福祉局　福祉課　課長
2	寺沢　元芳	健康福祉局　包括支援担当　課長
3	上野　裕司	健康福祉局　北部福祉相談支援課　課長
4	林　　弘之	健康福祉局　南部保健福祉センター　所長
5	◎　作田　宏茂	健康福祉局　南部福祉相談支援課　課長
6	山崎　賢一	健康福祉局　南部障害者支援課　課長
7	新居　久代	健康福祉局　南部地域保健課　課長
8	篠原　瑛太	都市整備局　住宅管理担当　係長

◎座長

○事務局

No.	氏名	所属・役職
1	小山　泰平	健康福祉局　南部福祉相談支援課　係長
2	阿部　真也	健康福祉局　南部福祉相談支援課　書記

令和元年度　第2回 事例検討（丸ごと）チーム　名簿

○外部構成員　（50音順、敬称略）

No.	氏名	所属・役職
1	明石　隆行	種智院大学 教授

○行政関係者　（組織順）

No.	氏名	所属・役職
1	高橋　健二	健康福祉局　福祉課　課長
2	寺沢　元芳	健康福祉局　包括支援担当　課長
3	林　　弘之	健康福祉局　南部保健福祉センター　所長
4	◎　作田　宏茂	健康福祉局　南部福祉相談支援課　課長
5	山崎　賢一	健康福祉局　南部障害者支援課　課長
6	新居　久代	健康福祉局　南部地域保健課　課長
7	片山　恵弘	健康福祉局　南部地域保健課　係長

◎座長

○事務局

No.	氏名	所属・役職
1	小山　泰平	健康福祉局　南部福祉相談支援課　係長
2	阿部　真也	健康福祉局　南部福祉相談支援課　主事
3	藤田　智子	健康福祉局　北部福祉相談支援課　係長

事例２	～　8050問題が懸念される事例　～

相談内容	◇母親からの相談 「今は私達の年金があるが、２人とも高齢なため、今のままだと、亡くなったあとに本人だけで生活ができない。本人は離職して15年以上経っているため、働くことを諦めており、就労意欲は低い。離職理由も人間関係のトラブルによるもので、社会や人への不信感が強い。何とか1人で生活できるようにして欲しい。」
家族構成	・本人（47歳、男性）：15年以上無職、ひきこもり、郵便局で働いていた時にうつ病になった。 ・父（77歳）：機械整備士として働いていた。最近は体力も低下し、飲酒の量が増えている。 ・母（73歳）：本人の相談相手。当初は本人よりも母親が多く来所していた。
世帯収入	・父の年金（36万円/回） ・母の年金（20万円/回）
その他	・持ち家（父名義）で建物にはローン残なし。借地のため、10万円/月支払い。 ・本人はこれまで、郵便局、調理補助、清掃の仕事に従事していたことがある。ネットでの起業や親の資産運用をしていきたいと話す。 ・自分が両親の仲を取り持っているため、家を出れないと話す。

事例２

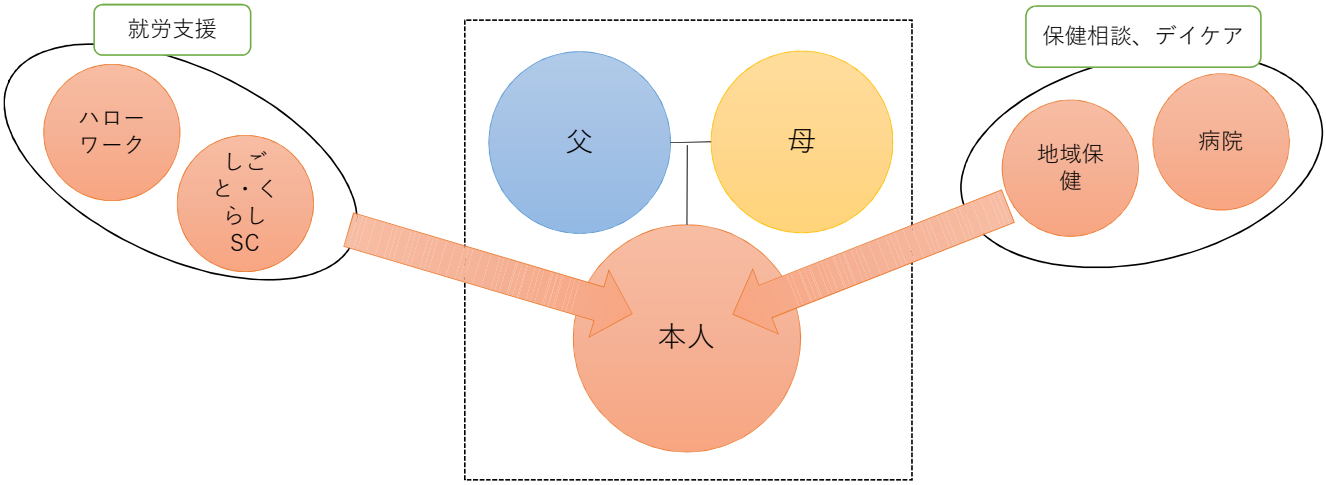

論点（例）

本人の希望（ネットでの起業や親の資産運用をしていきたい）を充足する制度が不足。
⇒インターネットビジネスや資産運用で生計維持が出来るようエンパワメントを促進するような社会資源があれば。

事例１	～　世帯として経済的困窮状態が懸念される事例　～

相談内容	◇母親のケアマネ→地域包括支援センターを通じての相談 「今は世帯の収入源として、母親の年金と兄の給与、次男の障害年金がある。しかし、母親の健康状態は悪く、いつ亡くなるか分からない状態。兄も足が悪く、仕事を続けていくことに不安があり、母親死亡後の世帯収入が不安定になることが懸念される。また、家計の管理方法についても不安がある。母親死亡後は市営住宅を退去となり、転居費用捻出の目途がない。」
家族構成	・本人（50歳、女性）：話がかみ合わない、発達障害傾向、股関節の手術予定、未就労。 ・母親（76歳）：要介護3、認知症、訪問介護と訪問看護を利用 ・兄（52歳）：工場勤務（夜勤）、足が悪く歩行状態に難あり ・長男（29歳）：ひきこもり、未就労（まれに単発のアルバイトに行く程度） ・次男（24歳）：療育手帳B1、ひきこもり、未就労（過去にB型作業所に通っていた）、障害年金受給中
世帯収入	・母親の年金（20万円/回） ・兄の給与（15万円/月） ・次男の障害年金（12万円/回）
その他	・母親名義の市営住宅（家賃36,000円）に住んでいる。

事例１

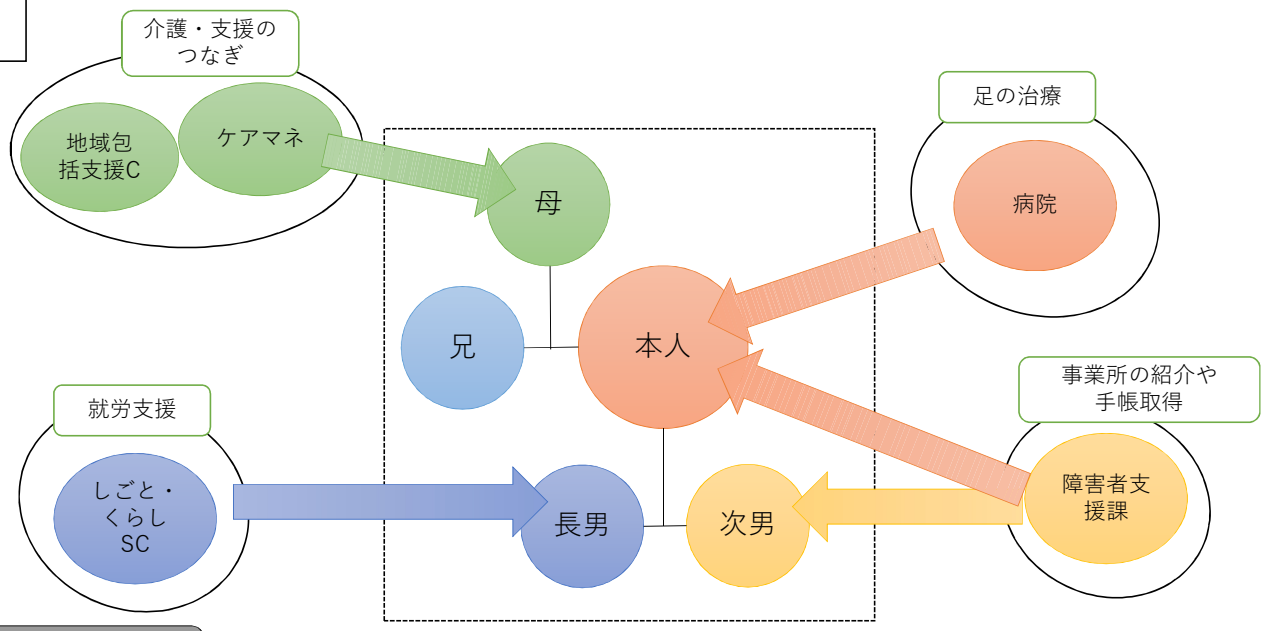

論点（例）

市営住宅退去後の居住地を確保する手段がない。
⇒名義人死亡など特別な事情での退去の場合に、転居先確保を助成するような制度があれば。

項目別発言要旨

①住居承継に関する仕組み

・今回の課題は継承を検討できる基準を、ある程度専門職に周知してもらえれば、僕らとしてもこのケースで何度も同じ事で集まらなくてもすむようにできると思う。

②生活費を融通する仕組み

・社会資源とすれば金を少しでも融通できる仕組み。これは現場としては欲しいなあという気はしている。

③輻輳する課題を指揮する役割

・伴走型で行くとしたらコンダクター的な、将来的には何を仕組みとして考えるのか、答えとしてはファミリーソーシャルワーカーかなと。

・あるいはコミュニティソーシャルワーカーとか。

・これ１人１人の困り事、健康、所得、就労、住まい、社会参加、家族関係、色んな事で１人１人のニーズがどこにあるか。制度でどこまで対応できるか。そして、手帳を取った方がいいのなら申請させるとか。そういう手立てがショートスパンでは出来る事かなと思う。それから後は、だいぶ先になると思うが、まずはこういうカンファレンス、チーム、そのチームを束ねた人が関わっていくというファミリーソーシャルワークがある種の理想としては、数年先の像としてあってもいいかなと思う

・複合的な問題で他機関が関わっていく中で、専門機関がどのように協同していくのかという仕組みづくり。ファミリーソーシャルワークという話も出ていましたし、コミュニティソーシャルワーカーの話もありました。コーディネーターという部分において、より具体的なやり方をどうしていくのかという事を考えていかないといけない。

④当事者の問題意識を啓発する役割

・さっき松原先生がおっしゃった８０５０で、特に本人の意識が低い。本当に母の年金が無くなったらどうするのか。意識が低いのを、何とか高めるチームをやってほしいなと思う。

項目別発言要旨

⑤ひきこもり支援

・居場所のようなもので支援ができれば。

・一応、尼崎の中のケアマネ協会が、山口県宇部市の著名な NPO をされている方、山根さんを呼んで、こういうのができたらいいなという事で、みんな機運は高まっているけど、どうやってやるかは簡単ではない。

・地域カルテを今、作りだしてるよね。あれで、こういう居場所とか入れていくのか。

・１つのケースですけど、市としてどれぐらいの実数を把握するか、どこがするか、そういう問題が政策的に出てくる。ひきこもりは、なかなか見えてこないので。国も力を入れようとしている矢先なので、市としてどんな対応をするか。

・ひきこもりの入口から出口まで。

・今、テーマにあがっている事から言えば、しごと・くらしサポートセンターのケースから出口の社会資源がないと。その中で、１番大きなのはひきこもりで、その就労もなかなか上手くいかない。これは地域の課題でもあるという事で今回あがっている。

・そういう予防という意味では、生活困窮のところで、生活困窮者を出さない、生活保護に行かせないという色んな自立の仕方があるが、日常生活自立か社会生活の自立、あるいは就労自立、その辺を支えていく。そこに法的な医療的なチームを作ってやるのも１つの方法かなと思う。

・長期的支援になるケースワークが必要で、マンパワーはその分取られるため、対応が難しいのが現状。支援とコーディネーターの役割分担をきちんと整理していくことが、すごく大事になってきている。

・２つ目のケースは社会や人への不信感が強いので、人と関わる所から見るアプローチが社協が入ることによってできる。居場所の問題も、どう活用するか、どういう地域の方にそこを手伝ってもらえれば１番効果的か。そういう所は社協職員の方が得意なので一緒にやっていければ。

・事例１も事例２も生活課題の解決という事では、具体的な社会資源を開発していかないといけないが、大きな問題がひきこもりと。ひきこもりの問題をどう解決するかというのは尼崎市においても大きな課題になっている。入口から発見や介入から解決、どう自立していくかという事も含めて、どこをどうしていったらいいか市として考えていかないといけない。

厚生労働省　作成
生活困窮者自立支援法関連　】

支援会議の概要

○　平成29年12月15日にとりまとめられた「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」では、「例えば、「支援調整会議」の仕組みを活用し、**構成員の守秘義務を設けることで**、関係機関間で把握している**生活困窮者に関する情報の共有を、必ずしも本人の同意がない場合も含めて円滑にし、生活困窮者への早期、適切な対応を可能にするための情報共有の仕組みを設けるべき**」と指摘。これを受け、改正法では以下の内容を規定することにより、**構成員同士の情報共有の仕組みを構築**。

◆ 事業実施自治体は、**関係機関や委託事業者等を構成員とする**、**生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換**や**生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うための会議**を組織することができること
（法第９条第１項及び第２項）

◆ 生活困窮者に関する関係者間の情報共有を円滑に行うため、**会議の構成員に対する守秘義務を設ける**こと　（法第９条第５項）

◆ 上記守秘義務の規定に違反して秘密を漏らした者については、**一年以下の懲役**又は**百万円以下の罰金**に処すること　（法第28条）

支援会議とは

◇　会議の構成員に対する守秘義務を設けることで、**構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とする**ものであり、地域において関係機関等がそれぞれ把握している**困窮が疑われるような個々のケースの情報の共有**や**地域における必要な支援体制の検討**を行うもの

支援調整会議との違い

◇　支援調整会議は、個々の生活困窮者の**支援プランの決定等を行い、その後の支援につなげることを目的に行うもの**であり、支援会議とは、その目的や対象となる範囲等が異なる。

（右表参照）

（参考）支援会議と支援調整会議の目的等

	支援会議	支援調整会議
主な目的	関係機関間の情報共有	支援プランの決定
法的根拠	あり	なし
対　　象	生活困窮者に限らない	生活困窮者
本人同意の有無	なくても可	必要

支援会議の意義

◇　支援会議においては、地域の関係機関や生活困窮者自立支援制度の各事業の委託を受けた者等が、生活困窮者等に関する情報を共有し、適切な連携の下で対応していくことになるため、以下のメリットがある。

① 生活困窮者等を**早期に発見することができる。**
② 生活困窮者等に対して、**迅速に支援を開始することができる。**
③ 各関係機関等が連携を取り合うことで**情報の共有化が図られる。**
④ 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間で、**それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。**
⑤ 関係機関等の役割分担を通じて、**それぞれの機関が責任をもって関わることのできる体制づくりができる。**
⑥ 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役割分担しながら支援を行うため、**支援を受ける生活困窮者やその世帯にとってよりよい支援が受けられやすくなる。**
⑦ 関係機関等が分担をしあって個別の事例に関わることで、**それぞれの機関の限界や大変さを分かちあうことができる。**

関係機関の狭間で適切な支援が行われないといった事例を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする方を早期に把握し、確実に相談支援につなげることができるような環境整備が期待される

支援会議の仕組み

○　これまでの生活困窮者に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから**情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見過ごしてしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視**されてきた。

○　このため、改正法では支援会議を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務をかける**ことによって、**支援関係者間の積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを新設**した。

※　**支援会議の機能や役割が適切に果たせるのであれば**、各自治体の判断で「支援調整会議」はもとより、介護保険法に基づく「地域ケア会議」や障害者総合支援法に基づく「協議会」、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」など**既存の会議体を「支援会議」として活用することは差し支えない**。

現行制度における課題

○　支援における情報共有は**本人同意が原則**

- 本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケース
- 同一世帯の様々な人が別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているがそれらが世帯全体の課題として把握・共有されていないケース

等の中には、**世帯として状況を把握して初めて困窮の程度が把握できるケース**がある。

支援会議を設置した場合

○　関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う

○　**守秘義務の設定**

- **本人同意なしで、関係機関で気になっている個々の困窮が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**

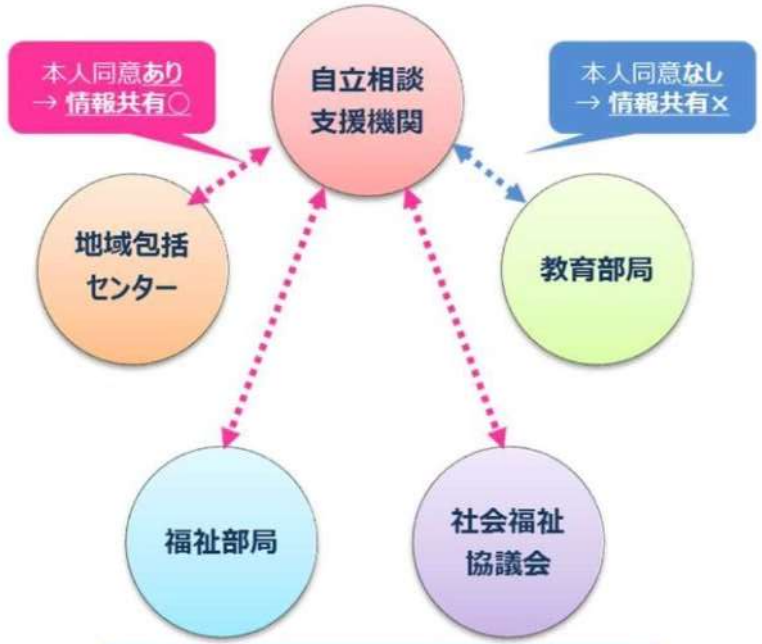

各法における守秘義務

支援会議における守秘義務

社会資源整理表（案）

段階						
支援者の視点⇒	予防段階	発見段階	介入段階	支援段階		終結段階
本人の視点⇒	準備段階	開始段階	ひきこもり段階	社会との再会段階		
社会資源（尼崎市）		支援会議		就労準備支援事業 就労訓練事業	無料職業紹介事業	
他都市先行事例	ここを埋めていく					

表1 経過の段階ごとの特徴と対応

段 階	特 徴	対 応
準備段階	身体症状や精神症状や問題行動などの一般的症状が前景に立つ時期	顕在化した症状のケアなどを通じて子どもの心の訴えに耳を傾け対処すべき
開始段階	激しい葛藤の顕在化、家庭内暴力などの不安定さが目立つ時期	当事者には休養が、家族やその他の関係者には余裕が必要な時期であり、支援者が過度に指示しすぎないことが肝要
ひきこもり段階	回避と退行が前景に出て、葛藤は刺激されなければ目立たない。徐々に回復していく場合もあるため、焦りに基づく対応は避ける。しかし、何の変化もみられないまま遷延化する徴候が見えたら積極的な関与も考慮すべき時期	焦らずに見守る、性急な社会復帰の要求は避ける、家族の不安を支える、適切な治療・支援との出会いに配慮が必要
社会との再会段階	試行錯誤しながら外界（多くは中間的・過渡的な場）との接触が生じ、活動が始まる時期	子どもの変化に一喜一憂せずに安定した関わりを心がける（家族が焦って登校刺激や外出刺激を行う傾向がある）

※【こころの健康科学研究事業】より　ひきこもりの段階について

【参考１】各地区地域情報及びネットワーク会議の運営状況

尼崎市全域　人口:462,934人 世帯数:234,258世帯（高齢化率 27.5%）（住民基本台帳人口　H31.3.31時点）

項目	数値
小学校区数	9校区
社会福祉連絡協議会数	10連協
単位福祉協会数	112協会
社協(自治会)加入率	47.92%

項目	数値
小学校区数	8校区
社会福祉連絡協議会数	13連協
単位福祉協会数	93協会
社協(自治会)加入率	46.48%

項目	数値
小学校区数	6校区
社会福祉連絡協議会数	12連協
単位福祉協会数	73協会
社協(自治会)加入率	29.15%

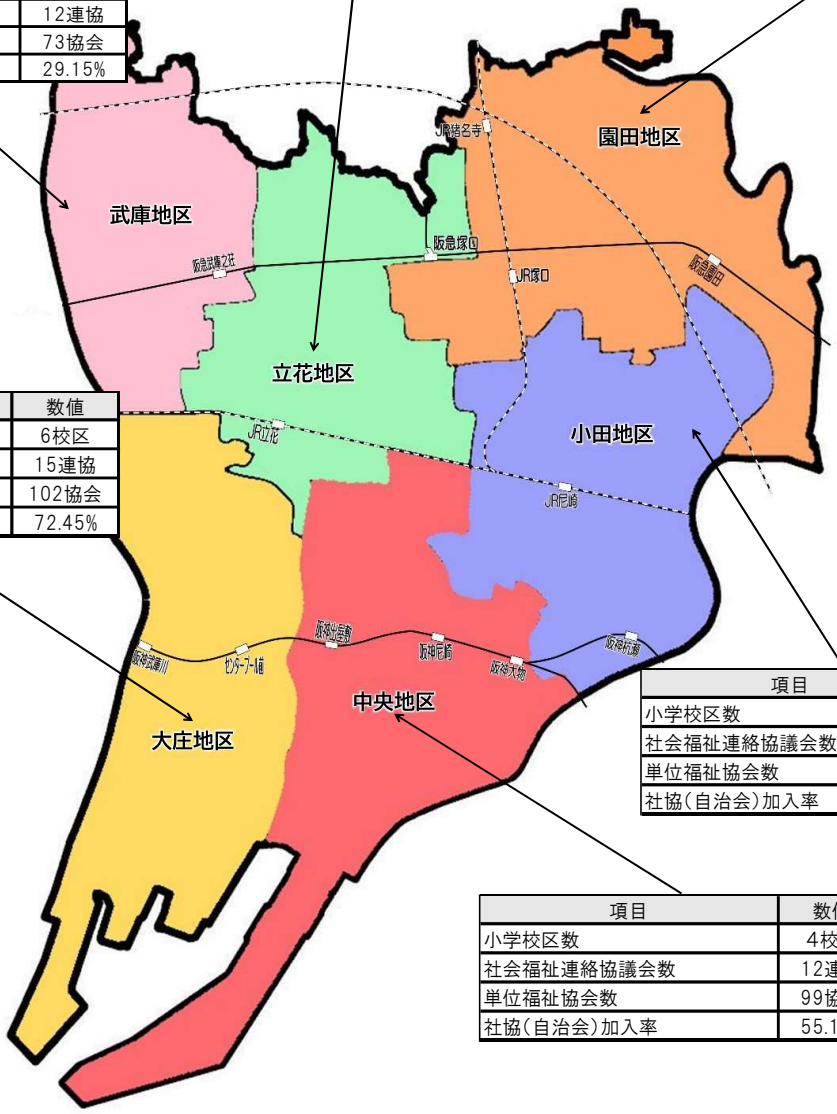

項目	数値
小学校区数	6校区
社会福祉連絡協議会数	15連協
単位福祉協会数	102協会
社協(自治会)加入率	72.45%

項目	数値
小学校区数	8校区
社会福祉連絡協議会数	13連協
単位福祉協会数	121協会
社協(自治会)加入率	54.13%

項目	数値
小学校区数	4校区
社会福祉連絡協議会数	12連協
単位福祉協会数	99協会
社協(自治会)加入率	55.17%

地区別年齢別人口（人数）

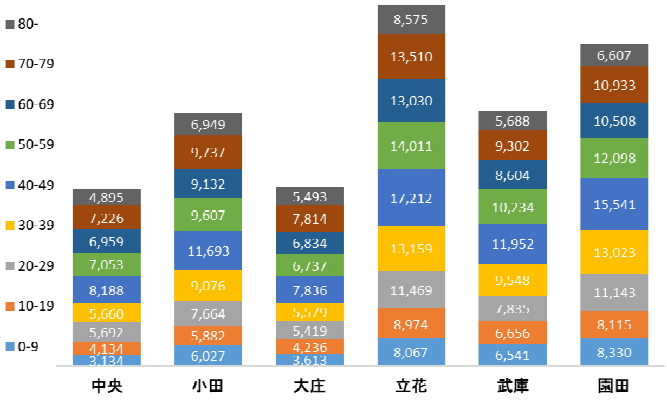

地区別年齢別人口（割合）

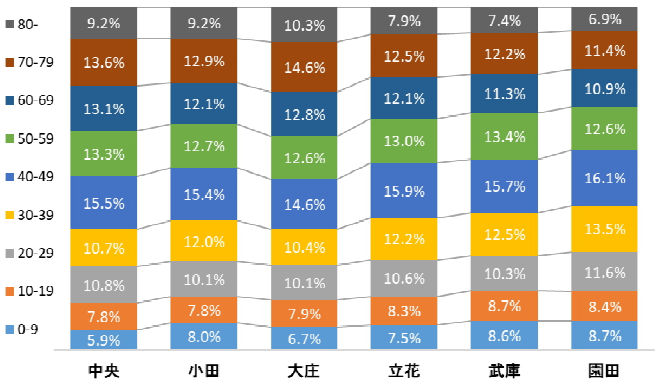

（住民基本台帳人口　H31.3.31 時点）

中央地区　人口:52,941 人　世帯数:29,241 世帯（高齢化率 30.2%）

【基礎データ】　（H31.4.1 時点）

項目	数値	備考
小学校区数	4校区	
社会福祉連絡協議会数	12 連協	
単位福祉協会数	99 協会	
社協(自治会)加入率	55.17%	

【要支援者関連データ】　（H31.4.1 時点）

項目	数値	備考
要介護認定者	3,733 人	
身障手帳所持者	2,974 人	
療育手帳所持者	520 人	

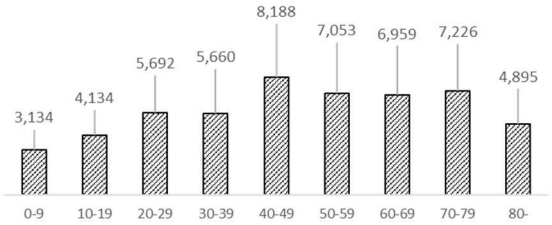

【生活保護データ】（H31.4.1 時点）

項目	数値	項目	数値	項目	数値
生活保護世帯数	2,077 世帯	生活保護受給者数	2,699 人	保護率(※)	5.18%

※保護率は、推計人口を母数として算出。(保護率＝生活保護受給者数/地区別推計人口)をもとに算出しています。

【地域福祉ネットワーク会議について】

○基礎情報

名称	中央くらし・つどい隊
開催頻度	2 か月に 1 回
参画人数	全体会：14 人（コア会議は議題により変動）
参画団体数	7(市社協(1)、地域包括支援Ｃ(2)、介護関係事業所(2)、その他(2))

○令和元年度の取組状況

協議テーマ	地域と専門職の連携
具体的な取組	**・コア会議、全体会** ⑴　ちいきづくり事例集（30 年度）を活用した社会福祉協議会の活動紹介 ⑵　協議体のこれまでの活動のふりかえり ⑶　民生児童委員との意見交換会 ⑷　全盲男性高齢者の生活支援にかかる事例検討会（コア会議プラスα）

○地域福祉推進協議会で協議・検討を希望する内容

ゴミ屋敷問題について、関係部署が集まりチームで対応できるような体制整備等を検討して欲しい。

（住民基本台帳人口　H31.3.31 時点）

小田地区　人口:75,767 人　世帯数:38,552 世帯（高齢化率 28.8%）

【基礎データ】　（H31.4.1 時点）

項目	数値	備考
小学校区数	8 校区	
社会福祉連絡協議会数	13 連協	
単位福祉協会数	121 協会	
社協(自治会)加入率	54.13%	

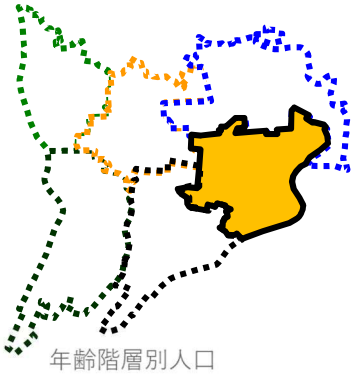

【要支援者関連データ】　（H31.4.1 時点）

項目	数値	備考
要介護認定者	5,103 人	
身障手帳所持者	3,857 人	
療育手帳所持者	769 人	

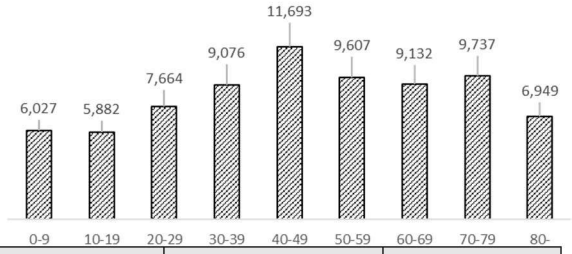

【生活保護データ】（H31.4.1 時点）

項目	数値	項目	数値	項目	数値
生活保護世帯数	2,069 世帯	生活保護受給者数	2,803 人	保護率(※)	3.79%

※保護率は、推計人口を母数として算出。(保護率＝生活保護受給者数/地区別推計人口)をもとに算出しています。

【地域福祉ネットワーク会議について】

○基礎情報

名称	小田地区協議体（小田地区地域福祉ネットワーク会議）
開催頻度	コアメンバー会議：１回/月、全体会：3 回/年程度
参画人数	議題等により変動　最大約 30 人
参画団体数	27(市社協(1)、地域包括支援Ｃ(2)、各種団体(2)、介護関係事業所(2)、障害福祉関係事業所(3)、銀行(3)、行政関係(10)、その他(4))

○令和元年度の取組状況

協議テーマ	地域の誰もが（認知症の方でも）気軽に通える「地域のつどい場」について
具体的な取組	**・コアメンバー会議** ⑴全体会に向けての検討、全体会実施後の振り返り ⑵生活支援コーディネーター研究協議会の報告 **・全体会** ⑴地域の居場所の必要性についての講演会、意見交換会の実施

○地域福祉推進協議会で協議・検討を希望する内容

ゴミ屋敷、8050 問題、制度の狭間にいる 20～50 代の引きこもりケースなど、色々な部署へ連絡や相談を持ち掛けるが、1 つの部署では解決できないことが多いため苦労している。今後 1 つの窓口で福祉課題の相談が受けられる部署の創設などの検討を希望する。

（住民基本台帳人口　H31.3.31 時点）

大庄地区　人口:53,561 人　世帯数:27,643 世帯（高齢化率 32.1%）

【基礎データ】　（H31.4.1 時点）

項目	数値	備考
小学校区数	6 校区	
社会福祉連絡協議会数	15 連協	
単位福祉協会数	102 協会	
社協(自治会)加入率	72.45%	

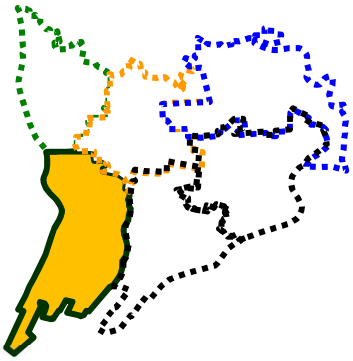

【要支援者関連データ】　（H31.4.1 時点）

項目	数値	備考
要介護認定者	4,068 人	
身障手帳所持者	3,312 人	
療育手帳所持者	567 人	

年齢階層別人口

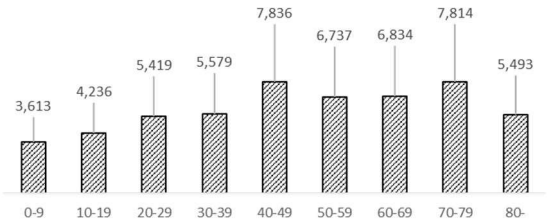

【生活保護データ】（H31.4.1 時点）

項目	数値	項目	数値	項目	数値
生活保護世帯数	1,729 世帯	生活保護受給者数	2,290 人	保護率(※)	4.42%

※保護率は、推計人口を母数として算出。(保護率＝生活保護受給者数/地区別推計人口)をもとに算出しています。

【地域福祉ネットワーク会議について】

○基礎情報

名称	大庄地区協議体
開催頻度	コアメンバー会議：不定期（概ね３か月に１回）
参画人数	コアメンバー：９人
参画団体数	8(市社協(1)、地域包括支援Ｃ(2)、連協(2)、各種団体(1)、介護関係事業所(1)、児童福祉関係事業所(1))

○令和元年度の取組状況

協議テーマ	「担い手の発掘及び育成」「地域のつながり・支え合いづくり」
具体的な取組	**・コアメンバー会議** (1)　協議テーマに基づいた取り組み内容、方針、年間スケジュールの決定 (2)　全体会の実施内容についての検討、実施後の振り返り **・全体会** (1)　地域のつどい場交流会 対象：サロン実施者、つどい場づくりを実践している方 内容：実践報告及びグループワーク (2)　大庄地区協議体　勉強会 内容：講演会及びグループワーク (3)　つどい場見学ツアー 内容：地域のつどい場交流会で実践報告をしたつどい場の見学

○地域福祉推進協議会で協議・検討を希望する内容

立花地区　人口:108,007 人　世帯数:54,699 世帯（高齢化率 27.2%）

【基礎データ】　（H31.4.1 時点）

項目	数値	備考
小学校区数	9 校区	
社会福祉連絡協議会数	10 連協	
単位福祉協会数	112 協会	
社協(自治会)加入率	47.92%	

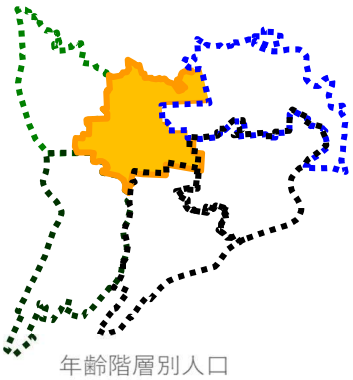

【要支援者関連データ】　（H31.4.1 時点）

項目	数値	備考
要介護認定者	5,987 人	
身障手帳所持者	4,563 人	
療育手帳所持者	991 人	

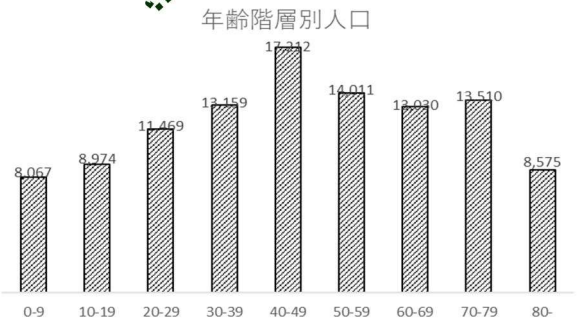

【生活保護データ】（H31.4.1 時点）

項目	数値	項目	数値	項目	数値
生活保護世帯数	2,768 世帯	生活保護受給者数	3,615 人	保護率(※)	3.42%

※保護率は、推計人口を母数として算出。(保護率＝生活保護受給者数/地区別推計人口)をもとに算出しています。

【地域福祉ネットワーク会議について】

○基礎情報

名称	見つけよう広げようたちばなネットワーク
開催頻度	コアメンバー会議：１回/月、拡大メンバー会議：１回/２月、交流会等：随時
参画人数	拡大メンバー会議：14 人
参画団体数	7(市社協(1)、地域包括支援Ｃ(2)、連協(2)、各種団体(1)、その他(1))

○令和元年度の取組状況

協議テーマ	担い手の育成
具体的な取組	**・コアメンバー会議** ⑴　生活支援サポーター交流会について　⑵　ふれあいサロン交流会について ・拡大メンバー会議 ⑴　生活支援サポーター交流会の結果について　⑵　ふれあいサロン交流会について ⑶　ふれあいサロン交流会の結果について **・ふれあいサロン見学会**（参加人数：14 人） 対象：拡大メンバー 内容：地域で実施するふれあいサロンの見学 **・生活支援サポーター交流会**（参加人数：16 人） 対象：立花地区在住のサポーター養成講座修了者　内容：活動者間の交流会 **・ふれあいサロン交流会**（参加人数：27 人） 対象：ふれあいサロンの代表者、生活支援サポーター交流会参加者 内容：地域担当職員の役割や活動紹介の説明及び意見交換

○地域福祉推進協議会で協議・検討を希望する内容

地域のコミュニティ推進のため多様な場づくりが進められている中、既存のサロンでは各福祉会館を活用することが多いが、使用条件があったり、すでに行事がいっぱいで使えない状態となっている所もある。
地域住民・団体にとっては、サロンを実施する場所が必要だが、比較的低額で利用できる福祉会館以外になると、経費の問題で運営が困難となってしまう。
このような課題に対応するため、地域の空き家や空き店舗を活用できる仕組みづくりが必要であり、家賃や固定経費（光熱水費の基本料金）の助成制度があれば、さらなる地域活動の活性化につながると思う。

（住民基本台帳人口　H31.3.31 時点）

武庫地区　人口:76,360 人　世帯数:36,840 世帯（高齢化率 25.8%）

【基礎データ】　（H31.4.1 時点）

項目	数値	備考
小学校区数	6 校区	
社会福祉連絡協議会数	12 連協	
単位福祉協会数	73 協会	
社協(自治会)加入率	29.15%	

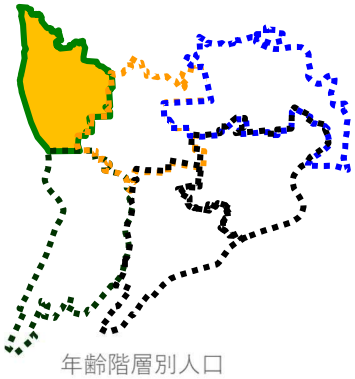

【要支援者関連データ】　（H31.4.1 時点）

項目	数値	備考
要介護認定者	4,054 人	
身障手帳所持者	3,242 人	
療育手帳所持者	719 人	

年齢階層別人口

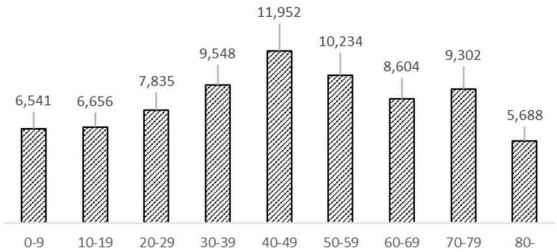

【生活保護データ】（H31.4.1 時点）

項目	数値	項目	数値	項目	数値
生活保護世帯数	1,716 世帯	生活保護受給者数	2,458 人	保護率(※)	3.34%

※保護率は、推計人口を母数として算出。(保護率＝生活保護受給者数/地区別推計人口)をもとに算出しています。

【地域福祉ネットワーク会議について】

○基礎情報

名称	武庫地区協議体（武庫地区地域福祉ネットワーク会議）
開催頻度	市社協と包括との協議を月 1 回開催、コアメンバー会議：年 3 回開催
参画人数	拡大メンバー：14 人
参画団体数	7(市社協(1)、地域包括支援Ｃ(2)、NPO 法人(1)、その他(3))

○令和元年度の取組状況

協議テーマ	「人づくり（担い手)」「場づくり」「武庫づくり」
具体的な取組	**・コアメンバー会議** ⑴　昨年度作成・配布した各団体共通のボランティア募集チラシの改訂・配布 ⑵　各地域を巡回して「支えあい活動」の説明することと並行して、住民代表の会議への参画についての検討。 **・拡大メンバー会議** ⑴　「地域福祉会議」を活用した、ニーズ把握や住民視点での「助け合い」についての話し合いを実施。また、住民代表が参画することによる会議の活性化を図ることについて協議。

○地域福祉推進協議会で協議・検討を希望する内容

多くの住民に対し、「助け合い」の基盤となる自治会や何かの（ボランティア）グループなどに所属するよう意識醸成を図って欲しい。

（住民基本台帳人口　H31.3.31 時点）

園田地区　人口:96,298 人　世帯数:47,283 世帯（高齢化率 24.2%）

【基礎データ】　（H31.4.1 時点）

項目	数値	備考
小学校区数	8 校区	
社会福祉連絡協議会数	13 連協	
単位福祉協会数	93 協会	
社協(自治会)加入率	46.48%	

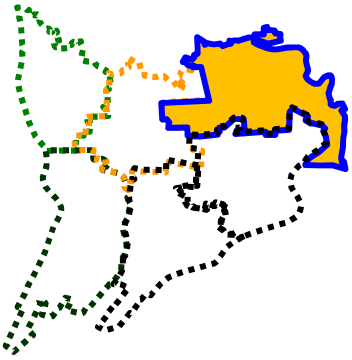

【要支援者関連データ】　（H31.4.1 時点）

項目	数値	備考
要介護認定者	4,840 人	
身障手帳所持者	3,747 人	
療育手帳所持者	904 人	

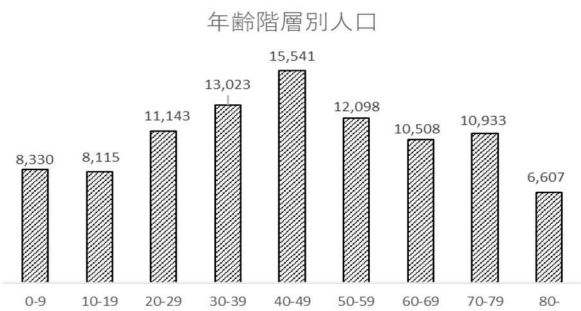

【生活保護データ】（H31.4.1 時点）

項目	数値	項目	数値	項目	数値
生活保護世帯数	2,054 世帯	生活保護受給者数	2,750 人	保護率(※)	2.91%

※保護率は、推計人口を母数として算出。(保護率＝生活保護受給者数/地区別推計人口)をもとに算出しています。

【地域福祉ネットワーク会議について】

○基礎情報

名称	園田地区地域福祉ネットワーク会議
開催頻度	コアメンバー会議：1 回/月程度、全体会：2 回/年
参画人数	全体会：59 人 ※コアメンバー会議は社協園田支部と南北地域包括支援センター R1 年 10 月から相談支援事業所サポートセンターさくら（障がい）が加わる
参画団体数	28(市社協(1)、地域包括支援Ｃ(2)、単協(13)、各種団体(2)、NPO 法人(1)、介護関係事業所(1)、行政関係(5)、その他(3))

○令和元年度の取組状況

協議テーマ	「防災について」「つどい場交流会について」
具体的な取組	**・コアメンバー会議** ⑴　昨年度のふりかえりと全体会について ⑵　個別事例について普遍的な事例としての情報共有（8050 問題など） ⑶　8050 問題にとどまらず、「世帯」を対象にする事例も増えているため、高齢、障害、児童等関係機関同士で共有・相談できる体制づくりについて **・全体会** ⑴　災害時のネットワークを考えよう（参加人数：44 人） 内容：地域の事例発表（台風 21 号被害と 24 号前の事前の防災会議の開催、自主避難の告知方法等）を通じた話し合い

○地域福祉推進協議会で協議・検討を希望する内容

・ひきこもりがちな人、特に声かけしても参加しない人への対応
・つどいば活動者の担い手や後任者不足について
・地域の支えあいの取組みを広げるには？

尼崎市地域福祉推進協議会設置要綱

（目的）

第１条　あまがさきし地域福祉計画の基本理念の実現に向けた協議を行うため尼崎市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の所掌事項）

第２条　協議会の所掌事項は、次の各号に定める事項とする。

(1)　対象者別、制度別に限定されない尼崎市全体の幅広い地域福祉課題等を共有し、課題に対応した新たな施策や、必要な社会資源の開発に向けた協議又は意見交換に関する事項

(2)　生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号。）第２条第２項に規定する地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に関する事項

(3)　その他地域福祉の推進に関して必要と認める事項

（協議会の構成員）

第３条　協議会の構成員は、２２人以内とする。

２　市長は、別表に掲げる者を構成員として、協議会に参加を求めるものとする。

３　協議会には、会議の進行を担う会長を置き、尼崎市健康福祉局福祉部長（以下「福祉部長」という。）が会長を務める。

４　前項の会議の進行について、福祉部長が会議に出席できないときは、尼崎市健康福祉局南部保健福祉センター所長が会長の役割を代行する。

（意見の聴取等）

第４条　会長が、必要があると認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（検討チームの設置）

第５条　協議会は、必要に応じ、検討チームを置くことができる。

２　検討チームの組織ほか所掌事項等については別に定める。

（守秘義務）

第６条　構成員は、正当な理由なく、協議会の構成員として知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）
第７条　協議会の庶務は、尼崎市健康福祉局福祉部福祉課及び尼崎市健康福祉局南部保健福祉センター南部福祉相談支援課において処理する。

付　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成３１年３月４日から施行する。
（尼崎市生活困窮者自立支援制度推進協議会設置要綱の廃止）
２　尼崎市生活困窮者自立支援制度推進協議会設置要綱については、平成３１年３月４日をもって廃止する。
付　則
１　この要綱は、令和元年６月１２日から施行する。
付　則
１　この要綱は、令和元年１２月１２日から施行する。

別表

ハローワーク尼崎が推薦する者
尼崎雇用対策協議会が推薦する者
兵庫県弁護士会が推薦する者
尼崎市地域包括支援センター連絡会議が推薦する者
尼崎市自立支援協議会が推薦する者
尼崎市社会福祉協議会が推薦する者
尼崎市民生児童委員協議会連合会が推薦する者
あまがさきしNPO交流推進ネットワークが推薦する者
子ども・子育て支援関係者
尼崎市医療・介護連携協議会が推薦する者
学識経験者
健康福祉局福祉部長
健康福祉局福祉部福祉課長
健康福祉局福祉部包括支援担当課長
健康福祉局北部保健福祉センター北部福祉相談支援課長
健康福祉局南部保健福祉センター所長
健康福祉局南部保健福祉センター南部保護第１担当課長
健康福祉局南部保健福祉センター南部福祉相談支援課長
健康福祉局保健部疾病対策課長
こども青少年局子どもの育ち支援センター総合相談課長
都市整備局住宅部住宅政策課長
総合政策局協働部協働推進課長

尼崎市地域福祉推進協議会の構成員及び参画理由

尼崎市地域福祉推進協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第１条に規定する地域福祉計画の基本理念の実現及び要綱第２条に規定する所掌事項について協議するために、次の構成団体等に参画を求めるもの。

（構成員及び参画理由）

１　ハローワーク尼崎

職業安定行政の主たる担い手である同団体の参画により、生活困窮者の就労による自立及び経済的困窮状態からの自立を図る上での市、関係団体との連携や必要な施策等を協議するため

２　尼崎雇用対策協議会

地域産業の発展に必要となる労働力の確保を図り、労働者の職業安定に寄与することを目的とした同団体の参画により、就労訓練事業者の開拓や民間企業等に対する制度の周知等を図るとともに、労働者の職業安定等にかかる必要な施策等を協議するため

３　兵庫県弁護士会

様々な地域課題や生活困窮者の複合的な課題の解決において、福祉制度と法的な支援が連携した課題解決が必要とされており、そのための市、関係団体との連携や必要な施策等を協議するため

４　尼崎市地域包括支援センター連絡会議

高齢者全般に係る相談窓口の中心となる同団体の参画により、高齢者が属する生活困窮者世帯等が抱える課題や権利擁護等をはじめとした高齢者全般に関する地域課題の解決に向けて市、関係団体との連携や必要な施策等を協議するため

５　尼崎市自立支援協議会

障害者全般に係る施策を協議する会議体の参画により、障害者が属する生活困窮者世帯等が抱える課題の解決や権利擁護等をはじめとした障害者全般に関する地域課題の解決に向けて市、関係団体との連携や必要な施策等を協議するため

６　尼崎市社会福祉協議会

地域における支え合い活動の支援や権利擁護等をはじめとした地域の身近な相談窓口であるとともに、市内６地区で住民と専門機関等が地域課題等について協議する地域福祉ネットワーク会議の事務局を担う同団体の参画により、「制度の狭間」に陥った生活困窮者等の早期把握や自立支援に向けた関係団体との連携や必要な施策等を協議するため

７　尼崎市民生児童委員協議会連合会

地域住民の最も身近な立場で相談窓口として見守り活動等を行う民生児童委員の団体の参画により、地域に潜在する支援が必要な生活困窮者等の早期把握や自立支援に向けた関係団体との連携及び支援策や必要な施策等を協議するため

８　あまがさきＮＰＯ交流推進ネットワーク

市域のＮＰＯ法人の交流を推進することを目的とした同団体の参画により、尼崎市の様々な NPO 団体の活動の情報共有や、NPO 団体と市、関係団体との連携について協議するため

９　子ども・子育て支援関係者（※）

地域での子ども・子育て支援関係者の参画により、地域での子ども・子育て家庭に対する支援や子どもの権利擁護等をはじめとした、子ども・子育て支援に関する地域課題の解決に向けて市、関係団体との連携や必要な施策等を協議するため

10　尼崎市医療・介護連携協議会（※）

在宅医療と介護の連携を推進するための同団体の参画により、医療・介護の連携といった観点から、生活困窮者等抱える課題解決に向けて市、関係団体との連携や必要な施策等を協議するため

11　学識経験者

地域福祉等にかかる幅広い視点から、地域福祉推進協議会での協議内容にかかる幅広い助言等をいただくため。

氏名：明石　隆行　氏（種智院大学教授）

理由：本市の生活困窮者自立支援制度推進協議会のアドバイザーとして制度発足当時から関わっており、本市の生活困窮者自立支援制度に精通している。また、社会学及び社会福祉学を専門分野として研究を進める中で、地域福祉等にかかる多くの著書の執筆や福祉分野の学会等における発表を行うほか、学外においても大阪府地域福祉推進審議会委員や川西市社会福祉審議会会長に就任するなど、地域福祉にかかる十分な知識と経験を備えているため。

12　市の関係機関

⑴　健康福祉局福祉部福祉課
　地域福祉計画の担当課及び主たる事務局

⑵　尼崎市健康福祉局福祉部包括支援担当課（※）
　地域包括支援センターや医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」の担当課

⑶　健康福祉局北部保健福祉センター北部福祉相談支援課
　生活困窮者自立支援制度などの担当課成年後見制度利用支援などの担当課

⑷　健康福祉局南部保健福祉センター南部保護第１担当課
　生活保護制度の担当課

⑸　健康福祉局南部保健福祉センター南部福祉相談支援課
　生活困窮者自立支援制度などの担当課及び事務局

⑹　健康福祉局保健部疾病対策課（※）
　精神保健、難病対策、自殺対策等の係る担当課

⑺　こども青少年局子どもの育ち支援センター総合相談課（※）
　要保護対策児童協議会、要支援・要保護児童に係る相談の担当課

⑻　都市整備局住宅政策部住宅・住まいづくり支援課（※）
　住宅施策の企画、立案及び推進、住宅マスタープランの担当課

⑼　総合政策局協働部協働推進課（※）
　地域振興センターの統括の担当課

※　生活困窮者自立支援制度推進協議会を尼崎市地域福祉推進協議会に移行するにあたり、新たに参画を求めた構成団体等

以　上